

## 地方自治法に基づく内部統制の開始について

### 1. 制度概要

※平成 29 年 6 月の地方自治法改正により制度化（令和 2 年 4 月 1 日施行）

|              |   |
|--------------|---|
| 対象事務         | ①財務に関する事務、②総務省令で定める事務（現在想定事務なし）、③長が認める事務              |
| 実施内容         | 上記事務の管理及び執行が、法令に適合し、かつ適正に行われることを確保するための方針を定め、必要な体制を整備 |
| 評価報告         | 毎会計年度少なくとも 1 回以上、方針及び整備体制について評価した報告書を作成               |
| 監査委員及び議会との関係 | 評価した報告書を監査委員の審査に付して意見を付けた上、議会に提出し、公表                  |
| 都道府県及び政令市    | 義務（令和 2 年 4 月 1 日から制度開始）                              |
| その他の市町村      | 努力義務  |

### 2. リスク管理の試行（平成 30 年度～令和 3 年度）

※平成 29 年 6 月の改正地方自治法の公布を受けて、リスク管理の試行を開始

|   |
|---|
| 「内部統制に関する方針」及び「内部統制行動計画」に基づくリスク管理<br>（対象事務）<br>平成 30 年度：過去に発生した業務上のミスによる事故や監査における指摘事項<br>令和元年度：財務に関する事務及び過去に顕在化したリスクを有する事務<br>令和 2 年度：財務に関する事務及び過去に顕在化したリスクを有する事務<br>令和 3 年度：財務に関する事務その他市長の権限に属する事務 |
|---|

### 3. 地方自治法第 150 条第 2 項に基づく方針及び体制の整備・運用（令和 4 年度）

※令和 4 年 4 月から地方自治法に基づく内部統制制度を導入。

総務省作成の「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」の趣旨を踏まえ、「内部統制に関する方針」及び「令和 4 年度内部統制実施要領」に基づくリスク管理を実施し、体制の整備及び運用を行う。

#### ① 対象事務

財務に関する事務その他市長の権限に属する事務

#### ② 評価対象期間

令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで

#### ③ 取組内容

##### (1) リスク評価シートを用いたリスク管理

##### i. 財務に関する事務

財務事務の制度所管課が影響度・発生可能性・質的重要性を評価し選定した全所属共通リスク 10 個について、対応策を整備。

各所属が固有リスクを 3 個洗い出し、影響度・発生可能性・質的重要性を評価した上、対応策を整備。

- ii. その他市長の権限に属する事務
  - 各所属が固有リスクを3個洗い出し、影響度・発生可能性・質的重要性を評価した上、対応策を整備。
- (2) 業務フローシートを用いたリスク管理
  - 各所属2つの業務について、作業手順・リスク・リスク対応策等を記載した業務フローシートを整備。
- (3) 期間中に事故が発生した場合
  - i. 各所属が事故に対する再発防止策報告書を作成し、ポータル掲示板で全所属に共有及び注意喚起。
  - ii. 各所属がリスク評価シート上のリスク対応策の見直しを実施、若しくはリスク及びリスク対応策を追記。
  - iii. 各所属が業務フローシート上のリスク対応策の見直しを実施、若しくは新たに業務フローシートを整備。

#### 4. 今後の予定

|          |  |
|----------|--|
| 令和4年4月～  | 各所属にてリスク評価シート及び業務フローシートを作成   |
| 令和4年10月～ | <p>中間評価の実施（9月末時点）</p> <p>(1) 業務レベルの内部統制の評価<br/>         リスク対応策が適時適切に実施されていたか又は事故が発生していないか等、不備の有無を各所属が自己評価。<br/>         不備の内容が、大きな経済的・社会的不利益を生じさせるような重大な不備に当たるかを、評価担当が評価。</p>  |
| 令和5年4月～  | <p>期末評価の実施（3月末時点）</p> <p>(1) 業務レベルの内部統制の評価<br/>         リスク対応策が適時適切に実施されていたか又は事故が発生していないか等、不備の有無を各所属が自己評価。<br/>         不備の内容が、大きな経済的・社会的不利益を生じさせるような重大な不備に当たるかを、評価担当が評価。</p> <p>(2) 全庁的な内部統制の評価<br/>         期末時点において、総務省のガイドラインに記載のある評価項目の内容が全庁的に適正に整備されているか、重大な不備がないかを、評価担当が評価。</p> |
| 令和5年6月下旬 | <p>内部統制の整備及び運用に関する事項、評価手続、評価結果及び不備の是正に関する事項等を記載した内部統制評価報告書を作成し、監査委員の審査に付す。</p> <p>なお、評価結果及び不備の是正に関しては、業務レベルの内部統制及び全庁的な内部統制の整備状況及び運用状況について重大な不備があった場合にのみ、その内容を記載。</p>   |
| 令和5年8月下旬 | 内部統制評価報告書を、監査委員の意見を付けて議会へ提出した上、ホームページで公表。  |